

「職場の女性活躍推進」や「仕事と子育ての両立支援」に 計画的に取り組む企業への認定制度をご存知ですか？

厚生労働省では、「職場における女性活躍推進」や「男女を対象とした仕事と子育ての両立支援」に計画的に取り組む一定の成果を上げている企業に対する認定制度を設けています。

女性活躍推進法に基づく企業認定 (えるぼし認定)の認定基準

女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出を行った上で

次の(1)～(5)のうち基準を満たした項目数に応じて第1段階～第3段階に認定します。

- (1)採用：男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること
- (2)継続就業：「女性労働者の平均継続勤続年数／男性労働者の平均継続勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）
- (3)労働時間等の働き方：雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、各月ごとに全て45時間未満であること
- (4)管理職比率：管理職に占める女性労働者の割合が産業別平均以上であること
- (5)多様なキャリアコース：女性の非正社員から正社員への転換、過去に在籍した女性の正社員としての再雇用等の取組実績があること 等



次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定 (くるみん認定・プラチナくるみん認定)の認定基準

企業の子育て支援のための行動計画を策定し、計画期間内に計画に定めた目標を達成するとともに、認定要件を満たしていること。主な要件は

- 計画期間内において、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上（プラチナくるみんは13%以上）であること
- 計画期間内において、女性従業員の育児休業等取得率が、75%以上であること
- 3歳から小学校就学前までの子どもを育てる従業員について、「所定外労働の制限に関する制度」「所定労働時間の短縮措置」等を講じていること
- 「所定外労働の削減のための措置」「年次有給休暇の取得促進のための措置」等の措置について具体的な目標を定めて実施していること

また、プラチナくるみんでは以上に加え

- 子を出産した女性従業員の子の1歳の誕生日まで継続在籍割合が90%以上であること
- 育児休業等や育児を行う女性従業員が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組を計画的に実施していることなどの認定要件を満たしている必要があります。



★千葉県内では「えるぼし認定 5社」、「プラチナくるみん認定 3社」、「くるみん認定 51社」（平成28年5月末現在）が認定を受けています。これらの認定を受けて企業のイメージアップを図りましょう！！

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室

電話：043-221-2307/FAX：043-221-2308